

令和5年度集団指導資料（明石市）

明石市からのお知らせ

明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課

1 運営指導等における指導状況について

今年度明石市が実施した運営指導において、次ページ以降のような指摘事項等が多くみられました。参考にさせていただき、適切な介護サービスの提供を実施していただきますようお願いいたします。

なお、サービス種別ごとの指摘事項を明石市ホームページ（※1）に掲載していますのでご確認ください。（令和5年度分は6月以降に掲載予定）

今回の明石市のお知らせでは、報酬改定についての説明は行っていないため、兵庫県の集団指導資料等によりご確認ください。

なお、後日、明石市ホームページ（※2）に報酬改定に関する資料を掲載しますので、必ずご確認ください。

（1） 全サービス共通

各種加算

当初算定時以降、利用者の増減、従業者の異動等の状況変化により、要件を満たさなくなっているケースが散見されるため、必要とされる要件を満たしているか、定期的に確認を行うこと。

- 加算算定の申請時のみならず、算定継続中においても定期的な確認と適切な運用を行うこと。
特に、サービス提供体制強化加算、特定事業所加算及び個別機能訓練加算については、算定している事業所が多い。
- ※加算の要件等について不明な点があれば、明石市高齢者総合支援室給付係、福祉施設安全課に問い合わせること。

（1） 全サービス共通

サービスの提供の記録

提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

○サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならない。

勤務体制の確保等

従業者について、雇用契約書や辞令等が実際と異なっているものや兼務等の記載がないなど、勤務体制が明確にされていないケースが散見される。

○月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。

※勤務表に加え、辞令書や職員体制表等により、従業者の勤務場所、従事する職種、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にすること。

（1） 全サービス共通

勤務体制の確保等

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

○方針の明確化等の必要な措置とは

- ・ 事業主が講ずべき措置の具体的内容
 - a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・ 事業主が講じることが望ましい取組について
 - ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
 - ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省HP（介護現場におけるハラスメント対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

（1） 全サービス共通

業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等については、以下のとおり規定されている。（令和6年3月末で経過措置期間が終了）

- ①業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - ※研修及び訓練の必要回数
 - ・施設系サービス（認知症対応型共同生活介護を含む）は、それぞれ年2回以上
 - ・上記以外のサービスは、それぞれ年1回以上
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

○業務継続計画未実施減算

令和6年4月より、上記①を未実施の場合、所定単位数から減算となる。
ただし、令和7年3月31日までの1年間は、以下の経過措置あり。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、並びに非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は減算を適用しない。
- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については減算を適用しない。

（1） 全サービス共通

虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じなければならない。

（令和6年3月末で経過措置期間が終了）

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること
- ・上記3つに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

○高齢者虐待防止措置未実施減算

令和6年4月より、上記の措置が講じられていない場合、所定単位数から減算となる。

ただし、以下の経過措置等あり。

- ・福祉用具貸与については3年間の経過措置期間あり
- ・居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売については減算の対象外

※明石市では、条例施行規則により身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年2回以上実施することを定めています。施設系サービス以外の事業所においても虐待の防止だけでなく身体的拘束等に関する研修の実施が必要です。

（2） 施設系サービス

身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化のため以下の措置を講じなければならない。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること

○身体拘束廃止未実施減算

上記の措置が講じられていない場合、入所者全員について所定単位数から減算する。

※身体拘束廃止未実施減算の適用対象となるサービス種別について

令和6年4月より、従来から対象であった施設系サービス（認知症対応型共同生活介護を含む）に加え、以下のサービスが新たに適用対象となる。（1年間の経過措置期間あり）

- ・ 短期入所系サービス
- ・ 多機能系サービス

（2） 施設系サービス

栄養管理

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

栄養管理について、以下の手順により行うこととする。

- イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。
- ロ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
- ニ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）第4において示しているので、参考とされたい。

○栄養管理の基準を満たさない場合の減算

令和6年4月より、栄養士又は管理栄養士の員数、もしくは栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合に、入所者全員について所定単位数から減算する。

（3） 訪問系サービス

勤務体制の確保等

全ての従業者について、勤務表等において日々の勤務時間（実績）を明らかにすること。

- （例：訪問介護）月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
- 特に、登録ヘルパー、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホームとの兼務のある職員について留意すること。

（４） 通所系サービス

人員基準

サービス提供時間帯に必要な生活相談員の数を満たすよう、提供日ごとに必要な人員を配置すること。

- （例：通所介護）指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に、生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置すること。

（5） 居宅介護支援

内容及び手続の説明及び同意

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に対して、以下の内容について明確に記載した文書を交付して説明を行うとともに、内容を理解したことについて署名を得なければならない。

- ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること
- ②利用者は指定居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること
- ③前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

○運営基準減算

上記の措置が講じられていない場合、当該利用者について所定単位数から減算。

2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。

ただし、③については、令和6年4月より、努力義務となる。

2 明石市高齢者総合支援室からの お知らせ

「処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の計画書」や「指定申請」「更新申請」に係る申請書についてのお知らせを次ページ以降に記載しております。

（1） 処遇改善加算・特定処遇改善加算・ ベースアップ等支援加算の計画書に ついて 【全事業所】

令和6年度の計画書について、国において計画書等の様式が見直されました。

詳細は、明石市ホームページ（※2）に掲載しております。
〆切は4月15日になっておりますので、市へのご提出をお願いします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化される予定です。
それに関する届出等については追って連絡いたします。

（２）指定申請・更新申請・変更届等の 様式・申請方法の変更について 【全事業所】

指定申請等について、令和6年4月1日以降は国が定める様式の使用が義務化されるため、明石市ホームページ（※2）に掲載している様式についても国が定める様式に変更しております。

今後は新しい様式で申請等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、令和6年3月から電子申請・届出システムによる申請等が行えるようになりました。

詳細は明石市ホームページ（※2）に掲載しておりますので、こちらもあわせてご確認ください。

3 お問い合わせ

- ・ 本集団指導資料（明石市）1について
 - ➡ 明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課
TEL 078-918-5279 FAX 078-918-5114
メール fukushianzen@city.akashi.lg.jp
- ・ 本集団指導資料（明石市）2について
 - ➡ 明石市福祉局高齢者総合支援室給付係
TEL 078-918-5091 FAX 078-919-4060
メール kaigo@city.akashi.lg.jp

4 明石市ホームページ 資料等掲載先

※1 ホーム＞健康・福祉＞社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査
<https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/houjinshidou/shidoukansa.html>

※2 ホーム＞健康・福祉＞介護保険＞事業者の方へ 介護事業者向け情報
https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k_kaigo_shitsu/kaigohoken/zigyousyamuke/0_zigyousyamuke.html